

## 第 49 回 さんだ農業まつり 出店要領

出店を希望される団体は、下記の内容をご確認のうえ出店申込書に必要事項を記入し、令和5年8月18日(金)までに、さんだ農業まつり実行委員会事務局（JA兵庫六甲三田営農総合センター）へご提出ください。

### 1 開催日・営業時間

令和5年11月4日(土) 10時から15時まで

- ※1 農業まつり終了時まで販売できるようにご協力をお願いします。
- ※2 搬入出の時間等は、「8 搬入出について」を確認してください。

### 2 開催場所

郷の音ホール駐車場（三田市天神1丁目3-1）

### 3 出店できる団体

- (1) JA兵庫六甲及び市内農業者の団体
  - (2) 三田市商工会及び三田市観光協会の会員であって、飲食店営業許可、露店営業許可等を受けている団体
- ※1 名義貸しは一切不可とします。判明した場合は退店していただきます。
  - ※2 応募多数の場合は、会場の都合上、抽選により出店をお断りすることがあります。

### 4 販売品目

- (1) 三田産農畜産物のPRを基本理念とし、飲食品を販売される場合は、三田産農畜産物を原則使用してメニューを考えてください。(最低1種類は、三田産食材を使用してください。)

(例) 親子丼の場合

三田産…米、玉ねぎ、鳥肉、卵、                      その他産地…めんつゆ など

- (2) ソフトドリンク、アルコール類の販売は可能です。
- ※アルコールの販売形態によっては、酒類販売の免許が必要です。

### 5 出店料、備品等の使用料

項目	単位	金額	備考
出店料	テント(1張)	12,000円	サイズ:奥行き3m×幅6m
	テント(半分)	6,000円	
	キッチンカー(1台)	10,000円	
備品料金	テーブル(1台)	600円	サイズ:縦45cm×横180cm×高70cm
	丸イス(1脚)	100円	
電源使用料	1口	3,000円	

- ※1 テーブルとイスは必要数を申し込んでください。なお、テーブルはテント1張につき4台、イスはテント1張につき2脚を超える場合に、上記の料金が追加となります。
- ※2 電源は、各出店者につき最大1,500ワットまで供給可能です。使用申込みのあった出店者のみ電源を配置します。

## 6 食品衛生

- (1) 食品衛生上の事故等に関する一切の責任は各出店者が負うものとし、主催者は何ら責任を負いません。
- (2) 食中毒の発生や毒物の混入を防ぐため、食品従事者は、当日の健康面・手指のキズ・身なり等の衛生面に気を付けていただくとともに、調理は十分に加熱し、半生状態での販売は決してないように、十分気を付けてください。
- (3) 主催者は感染症防止対策のため消毒用アルコールを配置しますが、出店者も各自準備してください。

## 7 出店場所

- (1) 出店内容を伺った後、主催者が出店場所を決定し、出店者にご案内します。
- (2) 出店者の間で、出店場所を変更することはできません。
- (3) 会場通路での販売は行わないものとします。

## 8 搬入出について

- (1) 農業まつり当日の車両搬入は、8時15分～9時30分までに完了してください。  
商品などは、追加搬入の必要がないよう十分な量を搬入してください。  
搬入後、車両は関係者駐車場（県三田庁舎）に移動してください。
- (2) 農業まつりの開催中は、会場への車両侵入は原則禁止とします。
- (3) 農業まつり終了後の搬出は、15時30分を予定しています。

## 9 出店者の駐車場

- (1) 出店者は、関係者駐車場（県三田庁舎 天神1丁目10-14）をご利用ください。  
なお、駐車許可証をダッシュボードに掲示してください。
- (2) 関係者駐車場は、来場者の安全確保のため 10時以降は郷の音ホール側のゲートを閉鎖します。 県道側から入出庫してください。
- (3) 駐車許可証の配布数を超える車を駐車する場合は、平島病院横の臨時駐車場（※コインパーキングではありません）を利用してください。
- (4) 駐車台数に限りがあることから、できる限り乗り合わせて来場してください。

## 10 ごみ処理など

- (1) 出店者は、商品の加工過程で発生するゴミ（野菜の切りくず、空き箱など）や缶・ビン・ペットボトル類は、各自の責任において分別し、全て持ち帰ってください。
- (2) うどん、ラーメンなどの汁物を提供される場合は、食べ残しの汁は回収し、全て持ち帰ってください。（会場内の排水溝に廃棄できません。）
- (3) 会場内に設置するゴミステーションは、主催者が管理・回収します。
- (4) 会場内の美化については各自が常に意識し、農業まつり終了後、出店者全員で会場内の清掃と片付けを行います。

## 11 出店承認審査

- (1) 出店申込書の提出後、主催者が出店承認審査を行います。承認審査を通過された出店者には、9月中下旬に通知します。
- (2) 「4 販売品目」のとおり、三田産農畜産物のPRを基本理念としていることから、基本理念に沿えない出店者は出店をお断りします。
- (3) 出店承認審査の後、出店申込書に記載された販売品目について保健所に届出を行います。保健所より指定があった場合は、販売品目の修正・変更を依頼する場合があります。

## 12 出店者説明会

主催者より出店承認をされた出店者は、10月上旬に開催する出店者説明会に必ず出席してください。(開催日時等は、後日通知します。)

## 13 その他

- (1) 農業まつり当日の8時50分から、本部テント前にて朝礼を行います。出店者の代表者は必ず出席してください。
- (2) 会場内は禁煙です。なお、店舗内での喫煙が発覚した場合は、次年度からの出店をお断りします。
- (3) テント、テーブル、イス等の備品は、すべて借用品であり、破損・汚損した場合は、原因者に費用弁償の負担をお願いします。また、出店者が持ち込まれた備品と、主催者が用意したものを混同することのないよう管理してください。
- (4) 次年度のさんだ農業まつりの検討資料とするため、出店者の売上額(概算)をご報告いただきます。
- (5) その他の定めのない事項については主催者の指示・決定に従い、さんだ農業まつりの円滑な運営にご協力ください。
- (6) その他、出店に関するご不明な点については、さんだ農業まつり実行委員会事務局までお問合せください。

## 14 お問い合わせ先

さんだ農業まつり実行委員会事務局

三田市農業創造課

〒669-1595 三田市三輪 2-1-1 電話：079(559)5089 ファクス：079(556)8153